

広島県告示第百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十五年三月十八日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年三月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四八六号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	新	旧			
三原市大和町椋梨四八三番一地从先から 三原市大和町上草井二八三五番一地从先まで	一一・〇〇〇 三六・七〇	七・〇〇〇 四・八〇		八二二・〇〇	
	八二二・〇〇				拡幅